

東 雇 均 発 1127 第 1 号
令 和 6 年 11 月 27 日

各事業者団体の長 殿

東京労働局雇用環境・均等部長

フリーランス・事業者間取引適正化等法の周知について（協力依頼）

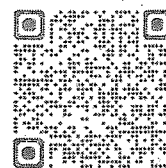
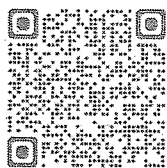
平素から、労働行政の推進に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。
令和6年11月1日に施行された「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」（フリーランス・事業者間取引適正化等法）（令和5年法律第25号。以下「本法」といいます。）につきましては、令和6年6月28日付け東京労働局長文書により周知のご協力をお願いしたところであり、種々の周知の取組に感謝申し上げます。

当局には、フリーランスに関するハラスメント防止対策に関する相談が事業主・人事労務担当者から多く寄せられているため、御参考として別添1のハラスメント防止規定の規定例をお送りいたします。東京労働局ホームページにも掲載いたしましたので、御活用いただきますようお願いいたします。また、貴下会員事業主等から本法への対応に苦慮されている旨の御相談等がございましたら、随時当局あてお尋ねいただきますと幸いです。

フリーランス法の対象となる「フリーランス」には、専業の個人事業主として開業する方のみならず、会社員等が副業として個人で仕事をする場合も含まれます。つきましては、従業員の副業可としている事業主におかれては従業員への法の周知にも御配慮いただきますよう、別添2のフリーランス・事業者間取引適正化等法の相談の手引き及び相談窓口一覧を御活用いただきますよう併せてお願い申し上げます。

なお、請負契約や委任契約といった契約形式にとらわれることなく、自らの働き方が労働者に該当する可能性があると考えるフリーランスからの労働基準法等の違反に関する相談窓口が各労働基準監督署に設置されています。

（別添1 ハラスメント防止規定例） （別添2 相談の手引き・相談窓口一覧）



【本件の問い合わせ先】

●東京労働局雇用環境・均等部指導課 03-6867-0211